

岐阜市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

令和 2年 7月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス事業所及び介護施設等（以下「介護サービス事業所等」という。）が緊急かつ密接な連携の下で新型コロナウイルス感染症に感染する機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供において想定されない経費等に対して支援を行うため予算の範囲内で交付する岐阜市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 介護サービス事業所 通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。
- (3) 通所系サービス事業所 次に掲げる事業所で、市内に所在するものをいう。
  - ア 通所介護事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護を行う事業所をいう。）
  - イ 地域密着型通所介護事業所（介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。）
  - ウ 認知症対応型通所介護事業所（介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護を行う事業所をいう。）
  - エ 通所リハビリテーション事業所（介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションを行う事業所をいう。）
  - オ 小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。）（通いサービス（岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岐阜市条例第74号。以下「条例」という。）第84条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）に限る。）
  - カ 看護小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所をいう。以下同じ。）（通いサービスに限る。）
- (4) 短期入所系サービス事業所 次に掲げる事業所で、市内に所在するものをいう。
  - ア 短期入所生活介護事業所（介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を行う事業所をいう。）
  - イ 短期入所療養介護事業所（介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護を行う事業所をいう。）
  - ウ 小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス（条例第84条第5項に規定する宿泊サ

- ービスをいう。以下同じ。)に限る。)
- エ 看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る。)
- オ 認知症対応型共同生活介護事業所(介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。)(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。)
- (5) 訪問系サービス事業所 次に掲げる事業所で、市内に所在するものをいう。
- ア 訪問介護事業所(介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業所をいう。)
- イ 訪問入浴介護事業所(介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護を行う事業所をいう。)
- ウ 訪問看護事業所(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業所をいう。)
- エ 訪問リハビリテーション事業所(介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーションを行う事業所をいう。)
- オ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所をいう。)
- カ 夜間対応型訪問介護事業所(介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護を行う事業所をいう。)
- キ 小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービス(条例第84条第1項に規定する訪問サービスをいう。以下同じ。)に限る。)
- ク 看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)
- ケ 居宅介護支援事業所(介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者が当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所をいう。)
- コ 福祉用具貸与事業所(介護保険法第8条第12項に規定する福祉用具貸与を行う事業所をいう。)
- サ 居宅療養管理指導事業所(介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導を行う事業所をいう。)
- (6) 介護施設等 次に掲げる施設等で、市内に所在するものをいう。
- ア 介護老人福祉施設(介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。)
- イ 地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。)
- ウ 介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)
- エ 介護医療院(介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。)
- オ 介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。)
- カ 認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。)
- キ 養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)
- ク 軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)
- ケ 有料老人ホーム(老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。)

コ サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その内容は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和2年5月15日付け老発0515第1号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、介護サービス事業所等が緊急かつ密接な連携の下で新型コロナウイルス感染症に感染する機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために行う事業
  - (2) 介護サービス事業所等との連携支援事業 実施要綱に基づき、介護サービス事業所等が休業した介護サービス事業所等の利用者に対し必要な介護サービスを確保するため、当該介護サービス事業所等と連携して行う事業
- 2 介護サービス事業所等は、前項各号に掲げる事業の両方についての補助金の交付を受けることができる。
  - 3 補助金の交付は、1介護サービス事業所等につき、第1項第1号及び第2号に掲げる事業それぞれについて1回までとする。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、補助対象事業についてこの要綱による補助金以外の補助金その他の給付を受けたときは、補助金の交付の対象としない。

（補助金対象事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業を実施する介護サービス事業所等を運営する者とする。

（補助対象施設等）

第5条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、補助対象事業及び補助対象施設ごとに別表第2に定める基準単価により算出された額を上限とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、岐阜市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式第2号）
- (2) 事業所・施設別個票（様式第3号）

（補助金の交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、岐阜市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付・不交付決定通知書（様式第4号）によりその申請

をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条の規定による交付の決定をする場合に付する条件は、規則第6条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 規則第24条の規定により、市長の承認を受けて補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (2) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに、市長に報告すること。
- (4) 市長は、前号の規定による報告を受けた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(交付手続等の特例)

第10条 補助金の交付に係る手続については、規則第4条、第7条、第15条及び第16条の規定は適用しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、同年1月15日から実施した補助対象事業について適用する。